第1部

総論



第1章 計画策定の目的

第1節 計画の目的

羽幌町では、昭和 40 年(1965 年)に、地域の振興発展と福祉の増進などを目指した「羽幌町総合振興計画」を策定以来、基幹産業である漁業・農業を中心とした一次産業や羽幌炭鉱の繁栄などによりまちづくりを進めてきました。

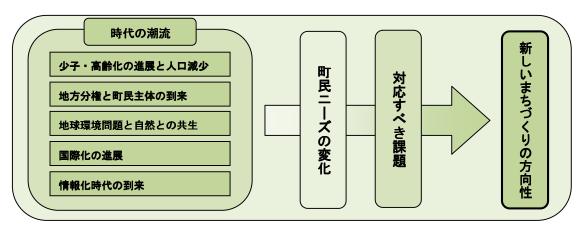
平成 13年(2001年)策定の「羽幌町総合振興計画(ほっとプラン 21)」では、米穀乾燥調製貯蔵施設の建設、きらりサイクル工房・一般廃棄物最終処分場の整備、公共下水道の整備、天売小中学校の建設、羽幌中学校の耐震化、特別養護者人ホームの建設、離島地域の情報通信格差是正のための「光ファイバー網*1」の整備、スクールバスや福祉バスの運行、子育て支援事業や健康づくりなど、安全・安心で魅力ある暮らしができるまちを目指し、町民主体による協働*2のまちづくりを進めてきました。

この間、羽幌町を取り巻く社会情勢は、少子・高齢化社会の進展や人口減少・若者の流出、過疎化*3の進行による経済全体の縮小、国や地方の財政状況の悪化、国際化・情報化時代の到来、地球環境問題の深刻化、これらの社会情勢の変化に伴う町民ニーズ*4の多様化など、時代の潮流は急速に変化し、羽幌町のまちづくりにおいても大きな転換期を迎えています。

一方、国が推進する地方分権改革**5の中で、自治体のあり方は見直され、地域の「自主・自立」 に向けた、安定的で持続的な行財政運営が求められています。

こうした時代の変化に柔軟に対応しながら、計画的な行財政運営、産業基盤の強化、地域医療の安定確保、社会福祉の充実、教育環境の整備など山積する難題に取り組み、町民から遠い存在の行政を身近な行政に、そして、町民との直接対話を重視し、協働の気持ちの醸成に努めるとともに、地域力*6を強固にしていく必要があります。

また、人と人との関わりや支え合い、思いやりの心を大切にし、先代から受け継いだ豊かな自然環境と地域資源を次世代の子ども達へと継承し、町民が将来を豊かに安全・安心で持続的な暮らしができるよう、長期的な展望に立った総合的な視点からまちの将来像を見据え、町民主体による協働のまちづくりを推進するための基本指針として、「第6次羽幌町総合振興計画(ほっとプラン)」を策定するものです。



^{*1} 光ファイバー網…ガラス製や合成樹脂製の導線を使ったデータ通信用回線。アナログ回線を利用しているADSL回線などに比べ、高速で大容量の伝送が可能。

^{※2}協働…町民(NPO、企業を含む)と行政がまちづくりの担い手として、適切な役割分担のもと協力して働くこと。

^{※3}過疎化…人口が急激且つ大幅に減少することで、地域社会の機能が低下し、住民が一定の生活水準を維持することが困難になる状態。

第2節 計画の位置付けと役割

本計画は、これからの羽幌町の将来を見据え、基本理念、基本目標を明らかにし、その実現に向けた方策と手段、総合的な指針を示すまちの最上位計画として位置付けられ、都市計画や福祉、産業など他の分野の計画との整合性が図られています。

また、現在、離島の持つ特性を活かした地域の活力再生に向けて、新たに策定を進めています「羽幌町離島振興計画(仮称)」についても、本計画との整合性が図られます。

このほか、国や道の長期計画及び羽幌町の各分野の計画との整合を図り、長期的な展望・視点にたったまちづくりの計画を策定するもので、町民・事業者・行政が目標・計画を共有し、町民主体による協働のまちづくりを推進するための基本指針としての役割を果たします。

【町が保有する他分野計画との関係性】



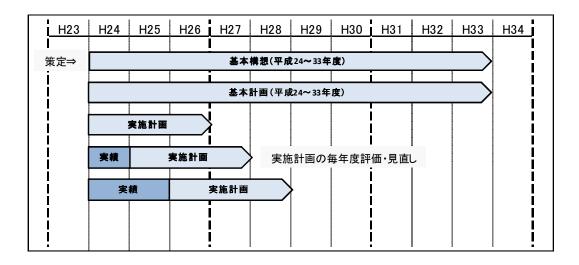
^{※4}ニーズ…需要、要望の意

 $^{^{**5}}$ 地方分権改革···特に政治・行政において、統治権や自由な財源を中央政府から地方政府に部分的、或いは全面的に移管すること。

^{**6}地域力…地域の問題について町民や企業をはじめとした地域の構成員が、自らその問題の所在を認識し、自律的かつ、その他の主体との協働を図りながら、地域問題の解決や地域としての価値を創造していくための力。

第3節 計画の名称と期間

本計画の名称は「第6次羽幌町総合振興計画(ほっとプラン)」とし、平成 24 年度(2012年) から平成 33 年度(2021年) までを目標年次とする 10 年計画とします。



第4節 計画の構成

第6次羽幌町総合振興計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成しています。 なお、社会経済情勢の変化、各種関連計画との整合性を図るため、必要に応じて計画の見直し を行います。

≪ 基本構想 ≫

基本構想は、羽幌町が目指すまちの将来像(基本目標)を描き、町民アンケートやまちづくりはぼろの意見を踏まえ、今後 10 年間の計画期間内において特に重要な課題を「重点課題」と位置付けるとともに、まちづくりの目標を達成するための施策の大綱*7を明確にします。

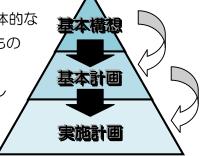
≪ 基本計画 ≫

基本計画は、基本構想で描いた将来像(基本目標)の達成のため、実現に必要となる基本的な施策を体系化し、各分野の課題、方針を明らかにするものです。

≪ 実施計画 ≫

実施計画は、基本計画で体系化** した各施策を実現するための具体的な進め方(事業計画)を示し、事業年度、事業費などを明らかにするもので、各年度の予算編成の指針となります。

また、実施計画では、向こう3ヵ年ごとの事業計画を毎年度見直し を行います。



^{*7}大綱…ある事柄の根本となるもの。大本(おおもと)。

^{**8}体系化…一つのテーマ・領域において、その理論や方法、法則などを系統立てて、一つにまとめあげること。

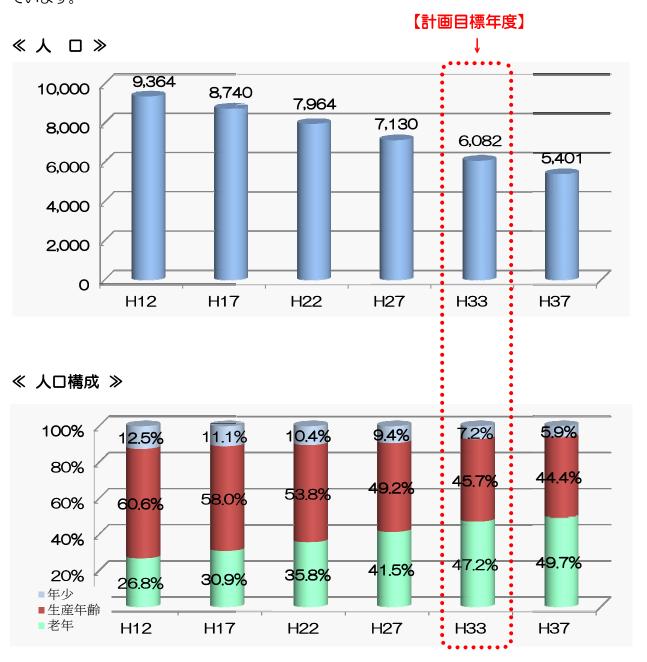
第2章 計画策定の背景

第1節 人口と人口構成の推移・推計

国勢調査による平成 22 年の総人口は、7,964 人で、昭和 40 年から昭和 50 年の間の炭鉱閉山の影響等から大幅に減少し、その後は緩やかに減少しています。

人口構成は、老年人口(65歳以上)の割合が増して、年少人口(14歳以下)、生産年齢人口(15~64歳)が減少傾向となり、少子・高齢化が進行すると推計しています。

こうした人口減少の背景には、人口の自然減少のほか、**医療体制への不安**と**雇用環境の悪化**という大きな課題があり、これらの要因による人口減少を緩和・抑制するための施策が必要となっています。



(データ:国勢調査 推計方法:コーホート変化率法)

第2節 人口動態と世帯の推移

人口動態は、平成 22 年で自然減 55 人(出生 53 人、死亡 108 人)、社会減 31 人(転入 284 人、転出 315 人)で、86 人が減少しています。転入数、転出数が減少傾向にあるため、自然動態*9の動向により人口減少の幅が変わると思われます。

平成 22 年の世帯数は、3,534 世帯で1 世帯あたり人員数は 2.3 人で、昭和 55 年の 4,307 世帯から年々減少しています。また、1 世帯あたりの人員数も昭和 55 年の 3.1 人から減少し、核家族化が進行しています。

第3節 産業の推移

1 産業別就業者数

平成 21 年の就業者数は 4,141 人で、第1次産業 21.2%、第2次産業 15.3%、第3次産業 63.4%となっています。

産業分野別に就業者数をみると、平成 14 年から平成 21 年にかけて、第1 次産業では 910 人から 879 人に、第2次産業では 1,020 人から 635 人、第3次産業では 2,979 人から 2,627 人に減少しています。

2 農業

平成 18 年の農業粗生産の総額は、約 14 億 8,000 万円で、内訳は米 10 億 8,000 万円、野菜 1 億 6,000 万円(10.8%)、穀類・豆類 1 億 4,000 万円(9.5%)などとなっています。

生産額の推移をみると過去数年では、平成 12 年の約 17 億 7,000 万円が最高であります。 平成 17 年の農業就業人口は 400 人で平成 12 年の 438 人からおよそ 8.7%減少し、担い 手不足が表れています。

平成 16 年の農家戸数は、169 戸であり、内訳は専業農家 65 戸(38.5%)、第一種兼業農家 75 戸(44.4%)、第二種兼業農家 29 戸(17.2%)となっており、農家数は、年々減少の傾向にあります。

3 漁業

平成21年の漁獲高は、約27億3,700万円で、主な魚種はえび10億8,900万円(39.8%)、ほたて3億7,600万円(13.7%)、たこ1億9,400万円(7.1%)、なまこ6億1,900万円(22.6%)で、地域別では、羽幌20億7,700万円(75.9%)、天売3億8,000万円(13.9%)、焼尻2億8,000万円(10.2%)となっています。

平成 21 年の組合員数は 202 人で、平成 12 年の 258 人から 78.3%に減少しています。 平成 21 年の経営体数は 185 体で、平成 12 年の 231 体に比べると 80.1%に減少しています。 地域別にみると、羽幌地区は平成 21 年 71 体で、平成 12 年 66 体の 107.6%、焼尻 地区は平成 21 年 44 体で、平成 12 年 68 体の 64.7%、天売地区は平成 21 年 70 体で、平成 12 年 97 体の 72.2%となっており、特に焼尻、天売地区が担い手不足であることがわかります。

^{**9}自然動態…一定期間における出生・死亡に伴う人口の動きのこと。

4 商工業

平成 19 年の小売業は商店数 128、従業者数 586 人、年間販売額約 107 億 4,200 万円、 卸売業は商店数 17、従業者数 62 人、年間販売額約 17 億 6,700 万円となっています。

平成 14 年と比較すると、小売業で商店数 33、従業者数 163 人、年間販売額で 22 億 1,700 万円減少しています。 卸売業では商店数は 2、従業者数で 2 人増加していますが、 年間販売額で 4,300 万円減少しています。

平成 19 年の事業所数は 14、従業者数は 190 人、製造品出荷額等は約 26 億 1,900 万円となっています。平成 14 年と比較すると事業所数 6、従業者数 105、製造品出荷額等 12 億円減少しています。

5 観光・イベント

本町は、国定公園に指定されている「天売・焼尻島」、海水浴場「サンセットビーチ」、道の駅「ほっと♡はぼろ」(サンセットプラザはぼろ、はぼろバラ園)など温泉や自然の観光資源と、さらに『はぼろ甘エビまつり』をはじめ、多彩なイベントを開催して観光客の積極的な誘致を図っています。

観光客数の推移をみると、天候に左右される施設が多いため、その年によりバラツキがある ものの、平成19年からは横ばい傾向にあります。

第4節 まちを取り巻く社会の変化

1 少子・高齢化社会の進展による人口減少・若者の流出

わが国では、出生率の低下、保健・医療・福祉の進展などにより急速に少子・高齢化が進んでおり、都市部への人口流出による人口減少・若者の流出が進行しています。

こうした少子・高齢化は、年金・介護・医療などの社会保障費の増大による現役世代の負担 の増加と、労働力全体の高齢化、消費の減少など、社会経済全般に大きな影響を与えています。

一方、豊かな経験と知識を持つ元気な高齢者も増加しており、技術や文化の継承による人づくりや、地域社会の活性化の担い手となることが期待されています。

こうした中、生涯学習や生きがいづくりなど多様化するニーズへの対応や、安全・安心な暮らしが出来る環境づくりが重要な課題となっており、保険・医療・福祉などのサービスの充実、 社会保障制度などの持続的な運営などがまちづくりに求められています。

また、人口減少・若者の流出では、雇用の場の創出、子育て支援の充実や子育て環境の整備 が課題となっており、魅力あるまちづくりが求められています。

2 地方分権と町民主体のまちづくり

国の地方分権改革のもと、国主体による地域づくりから地域が主体の「自主と自立が基本」に変わりつつあり、自治体への権限と財源の移譲が進められ、地域性を活かした魅力あるまちづくりが求められているほか、町民と行政が地域の問題や課題を共有し、町民自ら地域づくり

に参画するため、自治体は町民への情報公開と説明責任を果たし、健全な行財政の運営による まちづくりを進めていくことが求められています。

このため、「自主と自立」に向けた歩みを進めるため、事務事業の適正な見直し、民間活力の 導入を行うなどの行政のスリム化や公共サービスの充実を図るとともに、広域連携*10・広域連 合*11 等の取り組みを進め「地域住民と民間、行政の役割分担の明確化」を図る必要があります。

3 地球環境問題

世界経済の急速な進展に伴い、大規模な森林伐採・開発や二酸化炭素の排出量の増加、ごみ・生活排水等による大気・水質汚染など、地球規模での環境問題が深刻化しています。

こうした中、二酸化炭素の排出量の抑制やごみの減量化・リサイクルの推進、ダイオキシン対策、公共下水道の整備など、環境負荷の少ない循環型社会*12への転換を目指し、自然環境の保全に関する普及・啓発や、環境美化活動の支援などを積極的に行い、自然との共生によるまちづくりが求められています。

4 国際化の進展

近年、急速な技術の発展と経済の結び付きの強まりにより、社会・経済全般にわたる国際化の進展は著しく、これに伴い、地域レベルでの国際化も一層進んでおり、低価格な輸入製品と国産製品との価格競争や国内企業が海外へ生産拠点を移設するなど、地球規模での人・物・情報の流れが拡大されています。

このため、外国人住民の受入に伴う公共サービスの充実、学校教育や地域活動などの地域レベルでの国際認識・理解の向上を図り、地域を担う視野の広い人材の育成を進めるほか、地域産業・経済の活性化を図るなど、多文化共生**13のまちづくりを進める必要があります。

5 情報化時代の到来

高度情報通信技術の急速な発展は、社会構造に変革をもたらし、社会経済の成長に大きな影響を与えています。特に、インターネット*14 や携帯電話の社会全体への広い普及により、様々な情報の検索、電子取引、移動通信など、地理的不利の軽減や暮らしの利便性の向上に様々な恩恵を与えている一方、大量に情報が行き交う社会の中で、個人情報の保護に対する意識の高まりや、ネット犯罪*15 等の増加、青少年の教育への影響、人と人との交流の希薄化などの様々な課題と多様化するニーズへの対応が求められています。

このような中で、青少年や地域住民を守るための個人情報の保護、悪質なネット犯罪から身を守る方法の普及・啓発を図るなど、町民が公平に情報化の恩恵を得られるよう、情報の地域間格差を是正するための取り組みや、情報を適切に扱うための教育・技術の習得が必要となっています。

^{*10}広域連携…複数の自治体が、地域課題の解決に向け、県内外を問わず隣接地域が協力・強調して活力ある地域づくりを進めること。

^{※11} 広域連合…都道府県、市町村、特別区が設置することができ、多角的な事務処理を通じて広域にわたる事務処理が適当であると認められるものに関し、 広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、総合的かつ計画的に広域行政を推進する仕組み。

^{**12}循環型社会…有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

^{※13}多文化共生…国籍や民族が異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きること。

^{**14}インターネット…大小様々なネットワーク同士が相互に接続された、世界的規模のコンピューターネットワークのこと。

5節 他計画との関係

■ 第7期北海道総合開発計画

北海道の地域特性を踏まえた将来の豊かな社会づくりのためにビジョン*16を共有し、北海道における持続可能な開発をいかに進め、国の課題の解決にいかに貢献するかについてのビジョンとして「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」(平成20年度~平成29年度)を定めています。

■ 第4次新・北海道総合計画(ほっかいどう未来創造プラン)

北海道がめざす姿と進むべき道筋を明らかにし、道民福祉の向上を基本理念に、道民と道が ともに行動するための指針として「新・北海道総合計画(ほっかいどう未来創造プラン)」(平 成 20 年度~平成 29 年度)を定めています。



9

^{*15}ネット犯罪…コンピューターネットワーク上で行われる犯罪の総称。

^{*16}ビジョン…将来の見通し。構想。